

パーソナル通知預金「Neo（ネオ）」規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは一口500,000円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日の1か月後の応当日の前日以降（据置期間経過後）に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、後記5. (3) および(4)による場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、当社所定のパーソナル通知預金利率により計算します。ただし、利率は金融情勢等に応じて変更し、変更日より新利率を適用します。
- (2) この預金の利息は、預入日から解約日まで到来する預入日の6か月ごとの応当日を「利息支払日」とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、当社所定のパーソナル通知預金利率により計算し、各利息支払日に支払います。
- (3) この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、利息支払日に指定口座へ入金するか、または利息支払日に元金へ組み入れます。
- (4) この預金の解約利息は、預入日（前記(2)の利息支払いを行った場合は前回の利息支払日）から解約日の前日までの日数について、当社所定のパーソナル通知預金利率により計算し、解約日にこの預金とともに支払います。ただし、解約日が利息支払日にあたる場合は、解約利息の計算はいたしません。
- (5) この預金を当社がやむをえないものと認めて据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. (解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届け出の印章（または届け出の署名）により記名押印（または署名）して、この通帳とともに取引店に提出してください。
- (2) 解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- (3) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記10. (1) に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または後記11. の(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 後記11. の(1) から(3) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解除されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (4) この預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団	B 暴力団員	C 暴力団準構成員	D 暴力団関係企業
E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	F その他前記AからEに準ずる者		
 - ③ この預金の預金者が自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為	E その他前記AからDに準ずる行為	
- (5) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (非課税限度額超過時の取扱)

この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合、利息支払日に利息を元金へ組み入れることによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過する場合は元金への組み入れを中止いたします。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の方法によりただちに当社に届け出てください。
- (2) 前記(1)の紛失および印章、氏名、住所、その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当社は、法令で定める本人確認等の確認を行います。法令で定める本人確認等の本人確認事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法によって当社に届け出てください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届書類に使用された印章（または署名）を届け出の印鑑（または届け出の署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者が個人の場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記14. により補てんを請求することができます。

10. (譲渡、買入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

11. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当社に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記(1)もしくは(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前記(1)から(3)にもとづく取引等の制限を解除します。

12. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 前記2. に定められたこの預金の支払時期にかかわらず、この預金は、預入日から1か月の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、該当の通帳もしくは証券とともにただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務が預金者の債務である場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。また、担保されている債務が複数ある場合は、その質権の順位に従います。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社お墨滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当社の負担とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを提示していること
- (2) 前記(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 不正な払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が通帳等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が前記(2)により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. (重大な過失または過失となりうる場合)

- (1) 預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとなります。
 - ① 預金者が他人に通帳を渡した場合
 - ② 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - ③ その他預金者に①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 (注) 上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない
- (2) 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりとなります。
 - ① 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - ② 届け出印の印章が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 - ③ 印章を通帳とともに保管していた場合

④ その他本人に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

16. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上